

寒河江市認知症にやさしいお店登録事業実施要綱を次のように定める。

平成29年12月12日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 寒河江市認知症にやさしいお店登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症のある人及びその家族が安心して暮し続けることができるまちづくりを推進するため、認知症を正しく理解し温かく支援する意識を持った認知症サポーターの養成及び配置に積極的に取り組んでいる店舗や事業所を、認知症にやさしいお店として登録する寒河江市認知症にやさしいお店登録事業（以下「登録事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所)

第2条 登録事業の対象事業所は、寒河江市内にある企業、団体、店舗、事業所等（以下「事業所等」という。）とする。

(登録の要件)

第3条 認知症にやさしいお店として市に登録できる要件は、寒河江市認知症サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を受講した認知症サポーター（以下「サポーター」という。）が1名以上所属している事業所等とす

る。

(登録)

第4条 登録事業に登録しようとする事業所等は、寒河江市認知症にやさしいお店登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理し、前条の要件に合致した場合は、寒河江市認知症にやさしいお店登録者台帳(様式第2号)に事業所等を登録し、認知症にやさしいお店ステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付するものとする。

3 市長は、前2項により登録した事業所等(以下「登録事業所等」という。)について、市のホームページ等にて周知するとともに、登録事業所等に対し、認知症支援に係る情報提供及びその他必要な支援を行うものとする。

(登録事業所等の責務)

第5条 登録事業所等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サポーターが不在になった場合でも、認知症にやさしい対応ができるよう職場において認知症に関する正しい知識、対応の心得等についての普及啓発活動を行うこと。
- (2) 養成講座の未受講者に対し受講の機会を与えるよう努めること。
- (3) 交付されたステッカーを市民の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 交付されたステッカーを第三者に貸与又は譲渡しないこと。

(登録内容の変更及び取消)

第6条 登録事業所等は、登録内容を変更しようとするとき又は登録を解除しようとするときは、速やかに寒河江市認知症にやさしいお店登録(変更・解除)届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録事業所等が第3条の要件を満たさないことが明らかになったときは、登録を取り消すものとする。

3 登録事業所等は、第1項の規定による解除届の届出又は前項による取消を受けた場合は、速やかにステッカーを市長へ返却しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。